

## 「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加店舗登録要領

制定 令和6年5月14日 農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

### 第1 趣旨

「鮎」は本県の文化に不可欠な要素であり、特に長良川の澄んだ水の中で育つ鮎は、流域の『食』のみならず、伝統文化、歴史、経済と相互に深く結びつきながら維持・継承されており、これらが相互に連環する仕組みである「長良川システム」が世界に認められ、2015年には「清流長良川の鮎」として、世界農業遺産に認定されている。

この「鮎」を使った鮎料理は、定番の鮎の塩焼きをはじめ、甘露煮、鮎雑炊、うるか、徳川将軍家に献上された鮎鮓など、清流とともにある本県の長い歴史の営みの中で培われ、本県の『食』に深く根付いた本県の誇るべき文化の一つである。

このため、鮎料理を提供する飲食店等を登録し、一体となってPRすることで、本県の鮎の食文化の一層の発展とその発信を図り、ひいては鮎の消費拡大とブランド力の向上を加速させることを目的とする。

### 第2 名称

登録する鮎料理店の名称は、「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加店舗とする。

### 第3 登録対象店舗

登録の対象店舗は、次のいずれにも該当する店舗であることとする。

- (1) 上記第1の趣旨に賛同すること。
- (2) 岐阜県内に住所を有し、鮎料理を提供する飲食店であること。
- (3) 特定の党派、宗教、宗派を支持支援するものでないこと。
- (4) 特定の主義、主張の浸透を図る目的を有しないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。
- (6) 岐阜県暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」に該当する者でないこと。

### 第4 登録方法

- 1 登録を希望する店舗（以下「登録希望店舗」という。）は、「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加登録申込書（様式第1号）を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- 2 会長は1の申込書の受理をもって、登録するものとする。

### 第5 登録内容の変更

- 1 登録を受けた店舗（以下「登録店舗」という。）は、登録内容を変更する場

合は、「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加店舗登録内容変更届（様式第2号）により、会長に変更の届出を行うものとする。

## 第6 登録の辞退及び取消

- 1 登録店舗は、鮎料理の提供を中止したなど、「清流の国ぎふ」鮎料理フェアの参加を取り止める場合は、「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加店舗登録辞退届（様式第3号）により、会長に登録辞退の届出を行うものとする。
- 2 会長は、1の届出の受理をもって、登録を取り消すものとする。
- 3 会長は、登録店舗が登録を受けた活動を行っていないと認めるとき、又は法令違反等登録に相応しくない事由が発生したときは、登録を取り消すことができるものとする。
- 4 会長は、3の取消をするときは、理由を付して登録者に通知するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和6年5月14日から施行する。